

市第 169 号議案

横浜都心機能誘導地区建築条例の一部改正

横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例

横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考(1)中「合計の和」の次に「。次号から第 5 号までにおいて同じ。」を加え、同表備考中(4)を(8)とし、(3)を(7)とし、(2)を(6)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする部分
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする部分
- (4) 自家発電設備を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分
- (5) 貯水槽を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分

別表第 1 備考に次のように加える。

- (9) 低炭素建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項の低炭素建築物をいう。）の床面積のうち、同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）第13条に定める部分

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法施行令の一部改正及び都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜都心機能誘導地区建築条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 1（第 3 条第 1 項）

（表省略）

（備考）

この表に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分は、算入しないものとする。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和。次号から第 5 号までにおいて同じ。）の 5 分の 1 を限度とする部分
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 50 分の 1 を限度とする部分
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 50 分の 1 を限度とする部分
- (4) 自家発電設備を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 100 分の 1 を限度とする部分
- (5) 貯水槽を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築

物の各階の床面積の合計の 100 分の 1 を限度とする部分

(6) (本文省略)

(2)

(7) (本文省略)

(3)

(8) (本文省略)

(4)

(9) 低炭素建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律（平

成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項の低炭素建築物をいう。

）の床面積のうち、同法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準

に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の

床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の

促進に関する法律施行令（平成 24 年政令第 286 号）第 13 条

に定める部分